

墨田区高齢者個室借上げ住宅条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
（使用申込者の要件） 第 3 条 〔略〕 2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項第 1 号に準ずる状態にある者であって、他の要件を全て満たすものを使用申込者とすることができる。 （使用の申込み） 第 5 条 前条の公募により借上げ住宅を使用しようとする者は、規則で定めるところにより<u>区長</u>に使用の申込みをしなければならない。 （使用予定者の決定） 第 6 条 <u>区長は、使用申込者の数が使用に供することができる借上げ住宅の戸数を超えないときは、当該申込者のうち住宅に困窮している程度が高い者から順に使用予定者を決定する。</u> 2 <u>区長は、使用申込者の数が使用に供することができる借上げ住宅の戸数を超えるときは、使用申込者の数を勘案した上で、抽せんにより使用予定者の候補者を選定し、又は抽選によらないで当該申込者の全てを候補者とし、当該候補者のうち住宅に困窮している程度が高い者から順に使用予定者を決定する。</u> 3 <u>区長は、前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認めるときは、使用申込者の一部について別途の抽せんにより、又は抽せんによらないで使用予定者を決定することができる。</u> （使用の手続） 第 7 条 前条の規定により使用予定者として決定された者は、決定の通知を受けた日から 30 日以内に次に掲げる手続をしなければならない。 規則で定める資格を有する連帯保証人が<u>連署する</u>請書を提出すること。ただし、	〔同左〕 第 3 条 〔略〕 2 区長は、特に必要があると認めるときは、前項第 1 号に準ずる状態にある者であって、他の要件をすべて満たすものを使用申込者とすることができる。 〔同左〕 第 5 条 <u>借上げ住宅を使用しようとする者は、前条の公募があったときは、規則の定めるところにより、区長に使用の申込みをしなければならない。</u> 〔同左〕 第 6 条 <u>区長は、使用申込者の数が使用に供することのできる借上げ住宅の戸数を超えない場合は、その者を使用予定者に決定し、使用に供することのできる借上げ住宅の戸数を超える場合は、抽せんにより使用予定者を決定する。</u> 〔新設〕 2 <u>区長は、前項の抽せんにより難い事情があると認めるときは、使用申込者の一部について別途の抽せんにより、又は抽せんによらないで使用予定者を決定することができる。</u> 〔同左〕 第 7 条 〔同左〕 規則で定める資格を有する連帯保証人の<u>連署する</u>請書を提出すること。ただし、

区長が特別の事情があると認めるときは、
連帯保証人の連署を必要としない。

〔略〕

2～4 〔略〕

（使用可能期間）

第8条 借上げ住宅を使用することができる
期間は、区が当該借上げ住宅を借り上げて
いる期間とする。

（使用料）

第9条 借上げ住宅の使用料は、別表の左欄
に掲げる使用者の収入の区分に応じて、そ
れぞれ中欄又は右欄に定める額とする。た
だし、当該使用料の額が区と当該借上げ住
宅の所有者との賃貸借契約に基づく賃貸借
料の額を超えるときは、その賃貸借料に相
当する額を使用料の額とする。

（使用者の費用負担）

第11条 次に掲げる費用は、使用者の負担
とする。

・ 〔略〕

前2号に掲げるもののほか、区長が指
定する費用

（禁止行為）

第12条 使用者は、次に掲げる行為をして
はならない。

～ 〔略〕

他の居住者又は近隣に迷惑を及ぼす行
為をすること。

（住宅の変更）

第15条 区長は、使用者の世帯構成に異動
があったときその他特別の事情があるとき
は、使用する借上げ住宅の変更を承認する
ことができる。

（使用の取消し）

第16条 区長は、使用者が次の各号のいず
れかに該当するときは、使用承認を取り消
すことができる。

～ 〔略〕

第12条に規定する禁止行為を行った
とき。

疾病等の理由により、第3条第1項第
5号に掲げる要件を欠いたとき。

〔略〕

区長が特別の事情があると認める場合は、
連帯保証人の連署を必要としない。

〔略〕

2～4 〔略〕

（使用期間）

第8条 借上げ住宅の使用期間は、区が当該
借上げ住宅を借り上げた期間とする。

〔同左〕

第9条 借上げ住宅の使用料は、別表の左欄
に掲げる使用者の収入の区分に応じて、そ
れぞれ中欄又は右欄に定める額とする。た
だし、当該使用料の額が区と当該借上げ住
宅の所有者との賃貸借契約に基づく賃貸借
料の額を超える場合には、その賃貸借料に
相当する額を使用料の額とする。

〔同左〕

第11条 〔同左〕

・ 〔略〕

前2号のほか、区長が指定する費用

〔同左〕

第12条 〔同左〕

～ 〔略〕

他の居住者又は近隣に迷惑のかかる行
為をすること。

〔同左〕

第15条 区長は、使用者の世帯構成に異動
があった場合その他特別の事情がある場合
は、使用する借上げ住宅の変更を承認する
ことができる。

〔同左〕

第16条 〔同左〕

～ 〔略〕

第12条の禁止行為を行ったとき。

疾病等の理由により、第3条第1項第
5号の要件を欠いたとき。

〔略〕

前各号に<u>掲げる</u>もののほか、区長が借上げ住宅の管理上特に必要があると認めるとき。 (明渡し) 第17条 使用者は、前条の規定により使用の承認を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、<u>区長が定める</u>期日までに<u>借上げ住宅</u>を明け渡さなければならない。	前各号に<u>定める</u>もののほか、区長が借上げ住宅の管理上特に必要があると認めるとき。 〔同左〕 第17条 使用者は、前条の規定により使用の承認を取り消されたとき、又は使用期間が満了したときは、<u>区長の定める</u>期日までに、<u>借上げ住宅</u>を明け渡さなければならない。
--	--

付 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第6条第2項の規定は、この条例の施行の日以後に行う借上げ住宅入居者の募集に係る使用予定者の決定から適用する。